

第5章

暮らしをささえるまちづくり（産業）

第1節 豊かさを育む農業振興のための施策づくり

1 農業構造の改善

現況と課題

農業を取り巻く環境は、農業後継者の減少や農業従事者の高齢化の進行、米をはじめとする生産調整施策や農産物輸入自由化拡大など厳しいものになっています。

このような状況のなか、本町においては、首都 50km 圏という立地条件を生かした都市近郊型農業を展開しています。

今後は、後継者の育成のため農業に取り組みやすい環境づくりや、生産性の高い都市型農業の確立、水田・畑作経営所得安定対策の確実な実施などが必要となっています。

さらに、環境保全型農業の意義の周知を図るため、生産者への安全意識の啓発や認識を深めるための消費者・市場交流、減農薬、無農薬栽培技術の開発、普及等が課題となっています。

また、農地は、生産機能だけではなく、水質浄化機能や貯水機能など多面的な役割を持っていることから、その適切な保全、維持管理に努めるとともに、環境に調和した農地の有効活用を図ります。

基本方針

農業に取り組みやすい環境づくりや新しい時代にふさわしい農業生産技術の導入などにより、活力と創造性に満ちた農業の推進をめざします。

施策の体系図



具体的施策

(1) 環境と調和した農業の推進

- ・環境保全型農業に対する理解を深めてもらうため、意義の周知や意識の啓発に努めるとともに、消費者や流通業界との交流促進など各種事業を推進します。
- ・畜産農家の家畜糞尿処理施設の整備による、堆肥化及び耕種農家との連携による有効活用を図り、健康な土づくりを進めます。
- ・農業のもつ多面的機能として、水田の水質浄化機能を活用するなど、環境と調和した農地の有効活用を図ります。

(2) 安全で高品質な農作物づくりの推進

- ・環境保全型農業の推進による減農薬・減化学肥料，あるいは無農薬，有機肥料栽培による環境に配慮した，安全で高品質な農作物づくりを推進します。

(3) 中核農家（認定農業者）の育成

- ・農業経営の安定を図るため，中核農家（認定農業者）の育成を図り，農作業の委託及び農地の流動化を推進します。

(4) 後継者の育成

- ・意欲的な農業後継者を育成するため，各関係団体と連携し，家族経営協定締結など農業に取り組みやすい環境づくりを地域ぐるみで推進するとともに，各種団体，関係機関との連携，県立農業大学校，農業改良普及センター等への研修会参加等による経営能力の向上を図ります。

(5) 生産組織の育成

- ・地域内での将来の農業の担い手不足に対応するため，水稻作業受託組織の育成を目的とした生産組織運営協議会活動の推進や中核農家（認定農業者）による地域営農集団の育成を図ります。

(6) 消費者と生産者が直結した販売システムの確立

- ・流通条件の向上に対応した，生産，流通，販売の一貫システムの確立を図り，系統共販出荷体制の強化をめざします。
- ・消費者ニーズに対応した品質，安全性の向上を図るため，環境保全型農業を推進し，さらに減農薬・減化学肥料等による栽培認証制度の普及をめざします。
- ・生産者の顔が見える品づくりを進めるとともに，消費者との交流を図る農産物等直売所設置を検討します。

(7) 生産技術の高度化

- ・成型セル苗利用による育苗作業の省力化，昆虫性フェロモンを活用した病害虫防除体系の確立など，生産技術の高度化を図るため，新技術に対応できる情報を提供し，先端技術に対応できる農業者の育成に努めます。

(8) 遊休農地の管理・保全

- ・農業従事者の高齢化，後継者の減少により優良農地の休耕が進んでいますが，農地は多面的な役割を持っていることから，適正な管理・保全を図るとともに，その有効活用に努めます。

(9) 水田・畑作経営所得安定対策の推進

- ・米，麦，大豆等の期間内生産量の登録及び対策加入の促進に努めます。

2 産業基盤の整備

現況と課題

本町の農業生産基盤の整備状況としては，水田面積 785ha のうち，土地改良区受益地が約 740ha あり，うち，約 87% に当たる 688ha の圃場整備が完了しています。

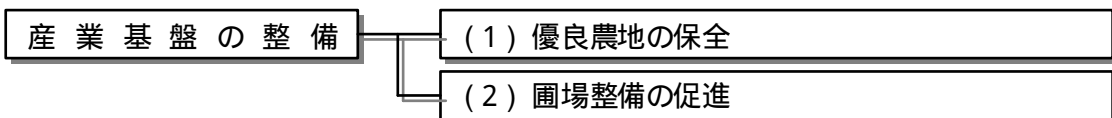
畑地 1,513ha のうち，基盤整備が完了している区域は，霞ヶ浦用水受益地内を含め 381ha であり，整備率は 25% と低く，今後畑作営農の確立のため，霞ヶ浦用水事業等の推進に合わせ，大型機械化による省力化や効率利用を図るため農道等の整備と合わせた基盤整備が課題となっています。

また，排水施設についても，水田については，圃場整備事業や湛水防除事業等により，比較的整備が進んでいますが，畑地については，台風等により溢水してしまう区域が見られ整備の推進が課題です。

基本方針

優良農地の保全を図るとともに，農地の有効利用を図るため，農業生産基盤の整備を推進します。

施策の体系図



具体的施策

(1) 優良農地の保全

- ・境農業振興地域整備計画のもと，秩序ある土地利用の推進を図るため，優良農地の維持保全を図ります。
- ・優良農地の適切な維持管理を図るため，地籍簿や地籍図を電算化した地図情報データベースの導入を検討します。

(2) 圃場整備の推進

- ・水田の基盤未整備地区については，田畑輪換や団地的土地利用が図れるよう，また，畑地についても圃場整備を推進し，農道や排水路の整備を図ります。

3 農業生産の振興

現況と課題

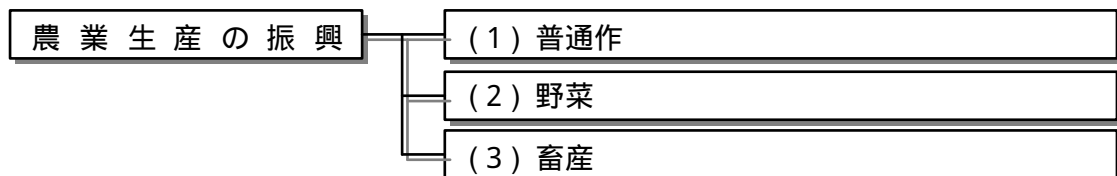
農業を取り巻く環境は厳しく，近年は，農家戸数，農業人口の減少傾向により経営規模が縮小していますが，首都圏に近い本町の立地条件を生かし，野菜，米，畜産など，生産性の高い都市近郊型農業を展開しています。

また，伝統的なさし茶やレタス，トマトの銘柄野菜，さらにねぎ，カリフラワーの銘柄指定をめざすなど，量より質を重視した農業への転換に努めており，品質向上や高品質野菜の安定供給のため「めぞろい会」を，また，さし茶のPRや消費者との交流をかねたイベントとして新茶祭り等を開催しています。

基本方針

首都圏の生鮮食料品供給基地としての役割を保持，強化するとともに，消費者ニーズや新しい時代に対応した農業生産をめざします。

施策の体系図



具体的施策

(1) 普通作

- ・消費者のニーズに合った品質向上と生産コストの低減を図り，土地利用型農業の確立を図ります。

(2) 野菜

- ・生産基盤の整備，産地状況や市場状況を的確に把握するための情報網の整備，さらに機械の導入により省力化を図ります。
- ・ビニールハウス等の導入による高付加価値野菜や軟弱野菜等の生産を促進します。
- ・消費者ニーズにあった品種の選定や品質の向上，生産組織の強化を図ります。

- ・連作障害については、畜産農家等との連携を図る中で土壌改良と地力の維持増強に努めます。

(3) 畜産

- ・効率的な生産体制の整備により、安全で高品質な畜産物を消費者に提供するとともに、経営の効率化や経営基盤の強化を図ります。

4 集落環境の整備

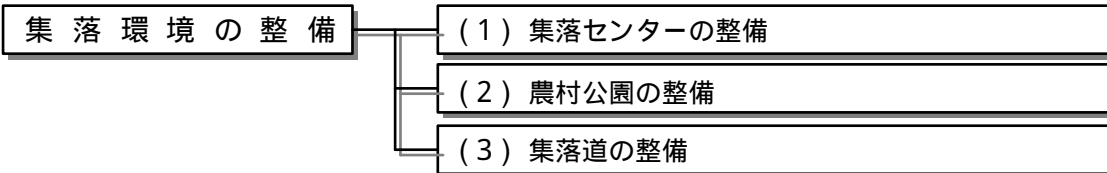
現況と課題

農業機械の大型化や自動車利用の増大による集落道の整備や社会経済情勢の変化による連帯感の低下、生活様式の変化に伴う家庭雑排水の垂れ流しなど、さまざまな生産・生活環境の問題を改善し、豊かでうるおいのある快適な農村環境の整備が課題となっています。

基本方針

生活の軸となる集落道の整備，コミュニティ形成の拠点となる集落センターや農村公園の整備及び改善などを推進し，快適な集落環境の形成を図ります。

施策の体系図



具体的施策

(1) 集落センターの整備

- ・地域コミュニティを形成する拠点として、集落センターの整備及び改善に努めるとともにその有効な活用方策を検討します。

(2) 農村公園の整備

- ・子どもからお年寄りまでが、楽しく、安全に過ごせる憩いの場として、農村公園の整備と維持改善に努めます。

(3) 集落道の整備

- ・地域の生産及び通学や買い物など、日常生活を支える集落道の整備及び改善を推進します。

第 2 節 広域交通体系に対応した工業・流通のための施策づくり

1 既存工業の振興

現況と課題

本町の工業は、猿山、染谷、下小橋と3か所の工業団地整備後、製造業を中心に発展してきました。

しかし、その大半の企業が昭和40年代に進出してきており、今後業種の転換や高度化が必要となっています。

また、開業当時の排水問題が未だに解決されていないため、基盤整備が課題となっています。

一方、工業用水の利用は契約企業8社、契約推量2,580m³/日で給水していますが、導水型企業が進出しないなど、給水量は伸びていない状況にあります。

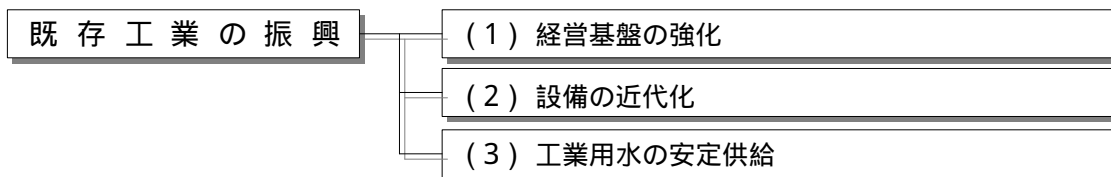
中小企業に対する経営支援として、低金利で融資が受けられる市町村金融制度（自治・振興金融）があります。これは、保証協会付きの制度であり、保証料の82%を町が補助しています。この制度をより理解していただくために、金融制度説明会の開催や県融資制度の一覧を配布しています。

今後は、既存工業団地の近代化・高度化を推進するとともに、雇用や消費を通じての地元との交流を密にし、周辺環境に調和した工業の振興を図る必要があります。

基本方針

広域的な道路ネットワークの整備を踏まえつつ、既存工業の高度化を図るとともに、環境保全や地域住民との融和を図り、経営基盤の強化、設備の近代化など、工業の振興に努めます。

施策の体系図



具体的施策

(1) 経営基盤の強化

- ・地元企業の安定的発展をめざして関係機関との連携のもと、経営指導、技術指導等の各種研修会への参加を促し、経営強化を図ります。
- ・中小企業における経営基盤の強化、振興を促すため、各種中小企業振興融資制度の利用促進を図ります。

(2) 設備の近代化

- ・技術革新や情報化に対応した設備の近代化を促進します。

(3) 工業用水の安定供給

- ・県西広域工業用水道事業を通して、工業用水の安定供給を図ります。

2 新規工業団地の整備

現況と課題

近年の社会経済情勢を踏まえつつ、整備が進められている圏央道等の広域的な道路ネットワークの波及効果をまちの活性化につなげるため、圏央道インターチェンジ周辺を中心とした、土地の有効的な活用方策について、十分な検討を進めることが課題となっています。

基本方針

圏央道等の整備時期を見定めつつ、新たな工業及び流通団地等の整備を検討し、工業の振興を図ります。

施策の体系図

新規工業団地の整備

(1) 新規工業流通系開発の検討

具体的施策

(1) 新規工業流通系開発の検討

- ・圏央道や関連する広域的な道路ネットワークの整備にあわせて、新しい時代に対応した活力ある地域づくりに寄与する土地利用方策についての調査検討を進めます。

第3節 賑わいと魅力ある商業振興のための施策づくり

1 商店街の基礎整備

現況と課題

商業を取り巻く環境は、消費者ニーズの多様化・高度化に伴い、消費者の行動範囲の拡大等により大きく変化しています。

本町では、このような商業環境の変化に対応して、平成8年、9年に本町の核店舗ともなる大型店2店舗の出店や「道の駅さかい」が整備され、平成17年にはショッピングモール境フィズセカンドが出店されました。今後は圏央道、国道354号バイパス等広域的な交通体系との関連性を考慮し、周辺市町から流入超過となっている吸収型の商圈形成を生かす必要があります。

さらに既存商店街を中心に、「消費者の流出防止」「大型店との共存共栄」という商業上の課題の克服へ向けて、本町の舟運の歴史を思い起こさせる高瀬舟をデザインした街路灯の整備を行うなど、地域資源等を活用した個性的で特徴ある商店街づくりを行ってきました。

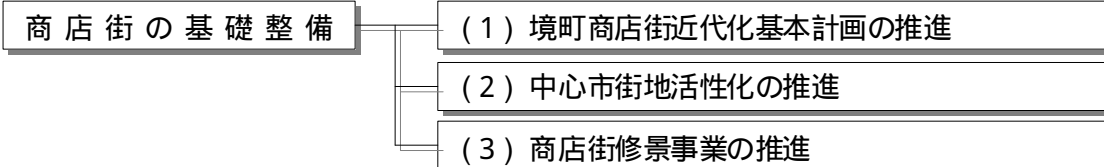
しかし、大型店の進出に伴い、商店街で営業している店舗の多くは、後継者不足、さらに、廃業等による空き店舗の増加などの問題を抱え、たいへん厳しい状況にあります。

今後は、境町商店街近代化基本計画に基づき、店主の意識改革や既存商店街の人材の確保・育成、駐車場等の環境整備、増加傾向にある高齢者に考慮した歩行空間の整備等計画的な都市計画道路の推進を図り、回遊性のある、便利で安心な商店街づくりの形成に努める必要があります。

基本方針

市街地整備に連動しながら、商店街の整備や経営の近代化を図り、消費者ニーズに対応した新しい生活文化を創造する商業の振興をめざします。

施策の体系図



具体的施策

(1) 境町商店街近代化基本計画の推進

- ・境町商店街近代化基本計画においては、「セットバックによる河岸大通り再生」、「観光・レクリエーション拠点の整備」、「河岸の街並み整備」の3プロジェクトを柱にした商店街づくりが計画されています。今後は、店主や関係団体を中心に、さまざまな視点からの検討を行いつつ、計画の実現を図ります。

(2) 中心市街地活性化の推進

- ・境町中心市街地活性化基本計画に基づき、境町の中心市街地における、都市基盤を始めとする市街地の整備、商店街の再生等の活性化のための施策を住民、事業者、行政が一体となり、総合的に推進していきます。

(3) 商店街修景事業の推進

- ・大型店と既存商店街間の回遊性を高め、多面性と一体性を有する商店街の形成を図るとともに消費者の利便性の向上と機能を充実させるため、駐車場、ポケットパーク、歩行者空間等の整備やコミュニティ施設の充実に努めます。そして、地域社会のコミュニティの中核として、さらに新しい生活文化の創造の場としての機能の充実に努めます。
- ・河岸や河川敷のレクリエーションゾーンを取り込んだ、活気ある商店街整備の検討を進めます。

2 経営の近代化

現況と課題

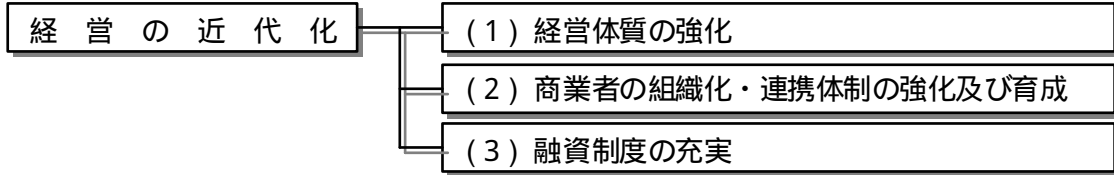
商業の総合的な振興を図るためには、消費者の多様なニーズを的確に把握した経営改善・サービスの充実、店舗の近代化、専門店化をはじめ、情報通信技術の活用や、観光レクリエーション産業・地場産業との連携を図りながら、消費者の視点に立った、柔軟で近代的な商業活動の展開が必要になっています。

また、事業者が安定した経営を進めるため、経営診断や経営指導も重要な課題となっています。

基本方針

経営の近代化・サービスの向上に向け、事業者の商業活性化に向けた支援を行うとともに、意欲ある人材の発掘、後継者の確保に努め、活力のある商店街の形成を図ります。

施策の体系図



具体的施策

(1) 経営体質の強化

- ・ 経営診断，相談等の充実を図るとともに，経営実態を見直し，経営の近代化を図ります。
- ・ 地元商店街意識改革を進めながら，消費者ニーズへの対応や大型店との共存共栄に向けての経営体質の改善を図るための，経営者の研修・指導を推進します。

(2) 商業者の組織化・連携体制の強化及び育成

- ・ 商業者の組織化やリーダーの育成を促進するとともに，商店会組織とスタンプ会や行政，商工会との連携を図ります。
- ・ 商店経営に魅力をい込む人材の発掘や，後継者の育成を図ります。
- ・ 境町商工会で取り組む各種事業に対し支援を行うことにより，消費者の利便を図ると共に，低迷する消費者需要の喚起，個人消費の拡大，さらに消費流通防止による町内商業活性化と振興を図ります。

(3) 融資制度の充実

- ・ 安定した経営を促すため，事業資金や経営改善資金などの補助制度や融資制度の周知及び円滑な活用を推進し，中小企業への支援を行います。



第4節 新たな地域産業創出のための施策づくり

1 観光レクリエーション

現況と課題

観光レクリエーションは、人々の交流や地域の活性化を育むことなど、今後のまちづくりを考える上で重要な施策の1つです。

近年、本町の代表的な自然資源である利根川を利用して、リバーサイド修景事業による境河岸や桜づつみ、一里塚等の整備に併せ高瀬舟が就航しています。また、利根川河岸の市町村等により形成される「川の町ネットワーク実行委員会」や「江戸川舟運研究会」を開催し、川を活用した広域的なまちづくりの検討が行われています。

さらに、本町のシンボルであるふれあいの里では、いもほり大会などさまざまなイベントが開催されているほか、市民農園、ふれあい茶園など、自然とのふれあいの場所として、多くの人々に利用されています。さらに、公認のグラウンドゴルフ場は、町外からの利用も含めて、新たなスポーツ拠点としての性格を有しています。

そのほか、町の玄関口である道の駅やさくらの森パークの整備、また、道の駅に、境町広域案内板・観光案内板・掲示板等を設置したほか、町内各所に公共施設及び史跡・観光地の誘導サインを設置するなどの整備を行ってきました。

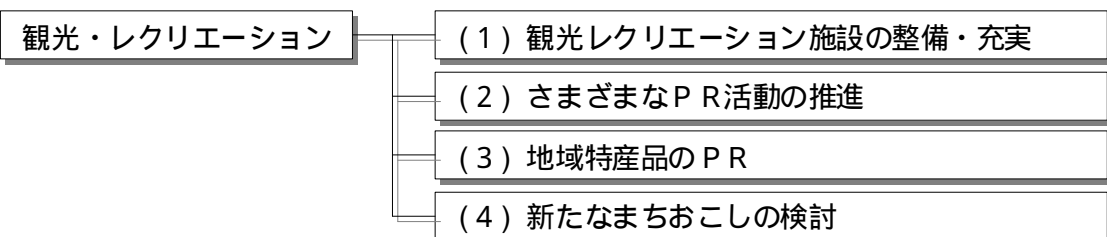
このように、観光レクリエーションの資源が充実してきており、これらの拠点のネットワーク化やPR活動に積極的に取り組んでいくことが必要です。

今後は、さかいふるさと祭りを含め、年間を通じてのイベント、菜の花プロジェクト、だるま市、さくら祭り、いもほり大会等のイベントを総括し、これらに加え、各行政区に残されている郷土芸能・祭、貴重な文化財を発掘・保護しながら、新たなまちおこしイベントとして実施することを検討する必要があります。

基本方針

広域的な道路体系の整備を踏まえ、豊かな自然環境を生かしつつ、都心住民の余暇活動や人々の交流、そして町の活性化につながるような、観光レクリエーション施策の充実に努めます。

施策の体系図



具体的施策

(1) 観光レクリエーション施設の整備・充実

- ・周辺市町との連携のもと、広域的な観光ルートを設定するとともに、道路網、観光案内板等の整備、充実を図ります。
- ・自然や人とのふれあいなどをテーマに、さらに拠点的な施設等の整備について検討を進め既存の施設の整備、充実を図るとともに、今後はこれらを活用した各種イベントなどの充実を図ります。
- ・ふれあいの里は、自然とのふれあいの場とともに、グラウンドゴルフのスポーツレクリエーション拠点としての整備、拡充を図ります。

(2) さまざまなPR活動の推進

- ・住民や関係する団体との協力のもと、町の自然・歴史・文化・レクリエーション等の観察・観光ミニマップの充実を図ります。
- ・住民や川の町ネットワーク等関係団体等の協力を得ながら、観光レクリエーションの各種施策の積極的な推進を図ります。
- ・街路灯・観光案内板等に使われている高瀬舟をデザイン化した「河岸のまち」さかいのシンボルマークを活用し、境町のイメージアップやPR活動を推進します。
- ・境町ホームページや道の駅さかいホームページを通じて発信している観光などのさまざまな情報の充実を図ります。

(3) 地域特産品のPR

- ・道の駅の境町観光物産館を利用した、地域特産品のPRや開発を推進するとともに、販路の拡大を図ります。

(4) 新たなまちおこしの検討

- ・ふるさと祭りをはじめ、だるま市、さくら祭りなどの既存の各種イベントの充実を図るとともに、高瀬舟型旅客船を利用した周遊観光や菜の花プロジェクト、グラウンドゴルフ大会の開催など、魅力ある観光レクリエーション資源の開発、整備を推進します。
- ・県・町指定である塚崎の獅子舞、井草大杉囃子をはじめとする地域の伝統芸能や文化財を活用し、まちおこしを推進します。



2 地場産業の育成

現況と課題

本町の地場産業である茶業は、近年農業の縮小とともに後継者不足や生産規模の縮小という現状にあります。

しかし、さしま茶は、本町の伝統産業でもあり、これまで優良品種への改植や収穫時期における災害防止施設の整備促進を図ってきました。

今後もこれらの整備の充実に努めるとともに、道の駅の観光物産館等を利用した販路の拡大や、ふれあい茶園を利用した新茶まつりなど広く町内外へPRを行い活性化に努める必要があります。

また、お茶や野菜などの地域特産品のPRを進めるとともに、それらを利用した新しい製品の開発など、境町ならではの地場産業についての検討が課題となっています。

基本方針

伝統産業であるさしま茶の生産向上、経営の近代化に努めるとともに、地域特産品のPRを進め、新たな地場産業の検討を進めます。

施策の体系図



具体的施策

(1) 生産基盤の充実

- ・生産基盤の充実を図るため、土地改良区内の未整備地区について、圃場整備を計画的に実施するとともに、優良品種への改植や収穫時期の災害防止施設の充実に努めます。

(2) 茶業の近代化

- ・高性能機械の導入と機械化に伴う作業効率向上のため、農地流動化を活用した経営農地の集積を図るとともに、茶葉生産・経営の近代化に努めます。
- ・茶葉産地としての品質・規格統一のため、各種研修会等を実施します。

(3) 茶のPR

- ・新茶祭りによる産地のPR及び消費者との交流、町民祭農産物展における展示即売、広報活動などによる消費者との交流の場づくりなどを推進します。
- ・自家店頭・直売所・インターネット等を活用し多様な販売経路を開拓します。

.....

(4) 新たな地域特産品の開発

- ・茶，米，野菜などの地域特産品の加工による製品の開発等，住民・関係団体と連携し，境町ならではの地場産業について検討を進めます。